

手当金



傷病手当金適用期間の延長

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の申請はお済ですか

閩保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（**適用期間内で左記の要件を満たす方**に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和3年9月30日

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

給付金



生活困窮者支援事業期間の延長

新型コロナウイルス感染症に伴う生活困窮者支援事業の延長

閩健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

【支給額】1世帯につき5万円（世帯主以外の世帯員1名につき1万円を加算）

【支給対象】社会福祉協議会が実施している、「緊急小口資金特例貸付制度」又は、「総合支援資金特例貸付制度」の貸付決定を受けた世帯

※令和2年度に既に本事業の給付を受けた方は対象外です。

【変更後】令和3年7月30日↓令和3年9月30日まで延長

給付金



新型コロナウイルス緊急支援策

新型コロナウイルス感染症に伴う罹患者見舞金給付事業

閩健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

【対象者】

この事業は
令和4年1月31日をもって
終了しました

※個人情報保護法に基づき、お問い合わせ先を掲載していません。ご了承ください。

※個人情報は保護されます。

補助金



移住定住支援の取り組み紹介

令和3年度 桂川町移住定住奨励金等交付事業について

閩企画財政課 企画広報係 ☎65・1085

桂川町では、今年度から本町への移住定住促進に向けた取り組みの一つとして、「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を開始しました。

これは、令和2年1月2日～令和3年1月1日の間に、町内に新築住宅または中古住宅を購入取得し、本町での定住意思を持ち、行政区に加入し、積極的にまちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、感謝の意を表すため、移住定住奨励金等を交付するものです。

先の期間に住宅を取得し、対象となる世帯には、申請書類等を郵送しておりますが、申請（※期限あり）がまだの世帯は、今一度内容の確認、申請のご検討をよろしくお願いいたします。

また、申請書類等が届いていない世帯がありましたら、担当係までお問い合わせください。

【交付の要件】次の要件を全て満たす世帯

- ① 令和2年1月2日～令和3年1月1日の期間に、床面積50㎡以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯
- ② 世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住居票を移していること
- ③ 申請日において、町税等の滞納がないこと
- ④ 行政区に加入していること
- ⑤ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと